平成28年度　第2回

国分寺市介護保険事業者連絡会資料

居宅サービス計画における軽微な変更の取扱いについて

標記の件については，平成28年10月5日付国福介発第726号で，市内の居宅介護支援事業所に通知をしたところですが，居宅サービス計画の変更の考え方は全事業所にも影響することなので，次のように整理し，ここにお伝えします。

# １　基本的な考え

居宅サービス計画を変更する際には，原則として，基準[[1]](#endnote-1)第13条3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）までに規定された，居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要です[[2]](#endnote-2)。

ただし，利用者の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には，この必要はありません（なお，この場合においても介護支援専門員が，利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要です）。

# ２　軽微な変更にあたる場合の例

軽微な変更に当たる場合の「例示」としては，下記のものがあります[[3]](#endnote-3)。

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **説　明** |
| ①サービス提供の曜日変更 | 利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的，一時的なもので，単なる曜日，日付の変更のような場合 |
| ②サービス提供の回数変更 | 同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減 |
| ③利用者の住所変更 | 利用者の住所変更 |
| ④事業所の名称変更 | 単なる事業所の名称変更 |
| ⑤目標期間の延長 | 単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要が無く，単に目標設定期間を延長する場合 |
| ⑥福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合 | 福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更 |
| ⑦目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所の変更 | 目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更 |
| ⑧目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合 | 第1表の総合的な援助の方針や第2表の生活全般の解決すべき課題，目標，サービス種別等が変わらない範囲で，目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合 |
| ⑨担当介護支援専門員の変更 | 契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更（ただし，新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していること） |

①の例：毎週月曜日に利用予定であった通所介護のサービスを，毎週火曜日に変更する。10/26に利用予定であった通所介護のサービスを，本人の通院の都合により10/28に変更する。

②の例：当初は週1回で試行的に入れた訪問介護のサービスを，利用者が訪問介護員に慣れてきたので週2回に変更する（利用者の状態像に変化がない場合に限る）。週2回利用していた通所介護を，家族のやむを得ない外出を理由として特定の週のみ週3回に変更する場合。

③の例：住民票上は西町の住居に単身で居住しているが，実態は東恋ヶ窪の長女宅で生活している場合であって，住民票を移すことにより，住所が東恋ヶ窪に変更になった場合。

④の例：Ｂ法人の訪問介護事業所Ｄを利用していたが，事業所Ｄが同一法人の事業所Ｃと統廃合され，事業所Ｃを利用することになった場合。Ａ法人の直営店であったＢ事業所が，フランチャイズ化したことによりＣ法人のＢ事業所となった。

⑤の例：長期目標（平成28年4月1日～平成29年3月31日），短期目標（平成28年4月1日～平成28年9月30日）と設定していたプランにおいて，短期目標の終了月である9月のモニタリング時点で，サービス提供の効果はある程度評価できるものの，短期目標を達成するためにはあと3か月同じ内容でサービスを提供していくことが妥当と介護支援専門員が判断し，利用者もそれを希望している場合。※自動延長と取扱うことは制度の趣旨からして妥当ではないと考えます。

期間内に提供したサービスの評価をし，目標設定を変更したほうがよ

いか検討した上で，目標期間の延長で対応することが妥当かを判断してください。

⑥の例：車いすをレンタルしていたが，より軽く操作性のよい新しいモデルがリリースされたため，利用者の希望により新しいモデルに変更する場合。

⑦の例：訪問介護事業所Ｄの閉鎖により，以前と全く同じサービス内容で，訪問介護事業所Ｅをプランに位置付けた場合。

⑧の例：サービス内容に「体操・歩行運動」と記載していたところ，サービス事業所でサービス提供を受ける中で，「体操・マシントレーニング」とすることのほうが利用者の状況から適切と考えられる場合。訪問介護における生活援助を受けている利用者について，プランには「居室の掃除」「ごみ出し」を位置づけていたが，近隣に住む親族が「ごみ出し」を手伝ってくれることになったため，介護保険のサービスからインフォーマルサービスに変更となった場合（サービス種別の変更もここに含まれる）。

⑨の例：担当介護支援専門員が法人内の人事異動等で担当を外れることになった。引継ぎ期間中にサービス担当者会議やモニタリングに積極的に同席し，プランを引き継いだ時点で新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有している場合。

上記はあくまでも「例示」です。「軽微な変更」に該当するかどうかは，変更する内容が一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうか（変更の結果，利用者やサービス提供事業所，プラン全体の内容等に具体的な影響がほとんど認められないかどうか）によって判断してください。例示にある項目に形式的に該当することのみを理由に，個別の判断をすることなしに一律に軽微な変更として取扱うことは，制度上想定していません。利用者の状態・状況は様々であり，一律に軽微な変更と取扱うこととすると，居宅サービス計画の変更の際に原則として一連の業務を行うと規定した趣旨を失わせ，利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行う妨げとなってしまう可能性もあります。

なお，軽微な変更でよいか判断する際には，併せてプラン自体の妥当性についても今一度ご確認ください。実地指導に入った際に，「引継ぎいだプランの内容に疑問があったが，軽微な変更に（形式的に）当たるから見直しをしなくてよいと考え，そのままにしてしまった」という例がありました。

# ３　軽微な変更として考えられない場合

　変更の結果，利用者やサービス事業所，プラン全体の内容等に具体的な影響が想定されるような場合には，軽微な変更として考えられません。具体的には，プラン変更の結果，事業所間で情報共有する必要性がある場合，プラン全体のサービス内容調整の必要性が生じる場合などが考えられます。また，居宅介護支援事業所の変更は軽微な変更に当たりませんので，事業所が変更になった場合には，一連の業務を行ってください（業務を行ったが，結果的には目標や内容についてほとんど変更がなかったというのであれば，問題ありません）。

# ４　軽微な変更として考えられる場合の対応

①ケアプランへの記載方法及び記録について

サービス内容への具体的な影響がほとんど認められないような軽微な変更については，当該変更記録の箇所の冒頭に変更時点を明記しつつ，同一用紙に継続して記載することができることとなっています[[4]](#endnote-4)。

　具体的な取扱いとして，当市としては，第１～３表の記載事項の変更箇所について，見え消しで修正を行っていただきたいと考えます。この場合においては，支援経過記録に，変更時点（年月日），変更の理由，具体的な変更内容，利用者への説明・同意の年月日，サービス担当者への周知について（いつ，何を，どのように通知したか）を記載しておいてください。利用者の変更プランへの署名，修正プランの再交付までは求めていません。

②サービス担当者会議について

軽微な変更に該当するものであれば，必ずしもサービス担当者会議は実施する必要はありません。また実施するとしても，必ずしもすべての事業所を招集する必要はなく，照会で意見聴取をすればよいと考えます。

1. 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第38号） [↑](#endnote-ref-1)
2. 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企第22号）第13条第15号，同条第12号（⑫居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等） [↑](#endnote-ref-2)
3. 介護保険最新情報vol.155「「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見への対応について」（平成22年7月30日厚生労働省課長通知） [↑](#endnote-ref-3)
4. 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号） [↑](#endnote-ref-4)